

新しい公益法人制度 対話フォーラム

2024年12月19日

(公社)経済同友会 常務理事 篠塚 肇

正式名称： 公益社団法人 経済同友会

沿 革： 1946年4月30日 設立
1953年9月 4日 社団法人化
2010年4月 1日 公益社団法人化

法的根拠： 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律／
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

活動範囲： 全国

主務官庁： 内閣府

会 員 数： 1 6 6 9 名（うち女性 1 9 2 名； 1 1. 5 %）

平均年齢： 6 1. 1 歳（2 0 2 4 年 1 1 月現在）

役員体制：	代表幹事	【代表理事】	1 名
	筆頭副代表幹事	【代表理事】	1 名
	副代表幹事	【業務執行理事】	1 5 名
	事務局長	【代表理事】	1 名
	常務理事	【業務執行理事】	3 名
	監査役	【監事】	5 名

年間予算： 1 3. 9 9 億円（2 0 2 4 年度）

公益目的事業比率： 6 4. 4 %（2 0 2 3 年度）

定款第3条（目的）

本会は、経済人が個人としての自由で責任ある立場から、わが国の社会と経済の進歩と安定、並びに世界経済の調和ある発展に寄与することを目的とする。

また、この目的遂行の基礎となる志の共有とその醸成を図るため会員相互の啓発に資する事業も併せて行う。

事業分類：公1：持続可能な社会の構築に関する政策立案・実現事業
公2：持続可能な社会の構築に関する国内外での交流事業
他1：会員相互啓発事業

2010年度～	公1、公2、公3、他1、他2、計5事業を実施
2023年度～	公1、公2、他1、計3事業を実施